

事業者が行う感染症対策費用を助成します

- 対象者 市内に事業所・営業所を置く事業者
- 対象経費 令和2年8月1日～令和2年12月31日に実施した感染症の拡大を予防・抑制するための対策に係る経費
- 対象例 飛沫対策用品（マスク・フェイスシールド・アクリル板など）、消毒用品（消毒液・石鹸・洗浄剤・漂白剤など）、換気設備（換気扇・空気洗浄機など）、衛生管理用品（体温計・サーモカメラなど）
- ※実施する感染症対策が補助対象となるか不明・不安な場合は、必ず事前に相談してください。
- 助成率 10/10

- 助成額
 - ・法人 最大10万円
 - ・個人事業主 最大5万円
 - ※事業所などが大規模集客施設に該当するか、それに準ずる規模の施設である場合は最大50万円
- 受付期限 令和3年1月29日(金)必着
- 申込方法 郵送かメールで申し込み
- ※申込用紙は市ホームページからダウンロードするか、市役所総合案内、産業振興課、市民サービスセンター、起業家支援センターで取得できます。
- 申込先 〒864-8686 住所不要
荒尾市役所産業振興課 ☎63-1432
E-mail : sangyo@city.arao.lg.jp

一般不妊治療費助成事業の年齢要件を緩和します

市では、昨年10月から不妊症の夫婦に対して、不妊治療のうち保険外診療である人工授精に要する費用の一部を助成しています。
新型コロナウイルス感染防止のため、治療の延期などを行った場合、年齢要件を右記のとおり緩和します。

- 年齢要件
初回治療開始日の妻の年齢要件を、41歳未満から42歳未満に緩和
※詳細は市ホームページをご覧ください。
☎子育て支援課母子保健係 ☎63-1153

ひとり親世帯への生活支援給付金を支給します

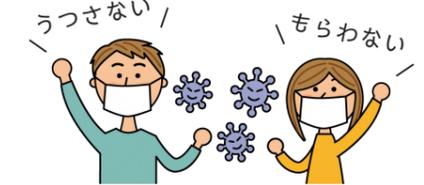
県事業

- 対象者 ひとり親世帯臨時特別給付金（国事業・広報8月号掲載分）の支給を受けた人
- 支給額 1世帯2万円
- 支給日 9月末ごろ
- 支給方法 申請の必要はなく、受給拒否の届出がなければ、ひとり親世帯臨時特別交付金の支給を受けた口座へ支給します。
☎子育て支援課給付係 ☎63-1417

新型コロナウイルス感染症

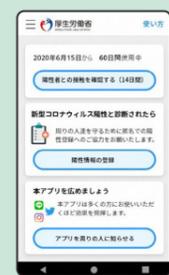
感染症対策

続けよう！
新しい生活様式



<p>会話や食事は十分な距離を</p>	<p>マスクを着用し咳エチケットを</p>	<p>外出や移動は密を避けて</p>
<p>買い物は少人数で計画的に</p>	<p>こまめな換気</p>	<p>人との交流はオンラインも活用して</p>
<p>手洗いは30秒以上かけて石鹸と流水で</p>	<p>体調が悪い日は無理せず休む</p>	<p>食事は横並びで大皿は避けて</p>

新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをお願いします



※画面イメージ

接触確認アプリ（COCOA）は、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受けることができるスマートフォンのアプリです。
スマートフォンのBluetoothの機能を使って、1メートル以内、15分以上接触した可能性がある場合に通知が届きます。

ダウンロードはこちらから



▲ iPhone版 ▲ Android版

新型コロナウイルス感染者への 偏見・差別のない地域社会に

- 感染した人やその家族、医療従事者などへの不適切な扱い、誹謗・中傷がないよう、次のことを心がけていただくようお願いします。
 - ・うわさや憶測、ネット上の誤った情報に惑わされない
 - ・不確かな情報、誹謗・中傷を広めない
 - ・国や県、市町村が発信する正確な情報に基づいて行動する
- ☎熊本県人権センター ☎096-333-2300

相談窓口

- ・かぜ症状が続く
 - ・強いだるさ・息苦しさがある
 - ・妊婦や高齢の人は比較的軽い風邪の症状がある
- 上記のいずれかに該当するときは感染症コールセンターにご相談を。
☎新型コロナウイルス感染症コールセンター（24時間対応）
☎096-300-5909